

電子帳簿保存法改正の概要と対応ポイント

法改正を正しく理解し知識と対応方法を身につける

～スキャナ保存・電子取引の要件が緩和～

2021年度の税制改正で、電子帳簿保存法の要件が緩和されました(ただし2年間の許容期間があります)。中小・小規模事業者の皆様はインボイス対応などにも関連して事業環境変化の影響を受けることとなります。本講習会では、電子帳簿保存法の概要や具体的な対応について分かりやすく解説いたします。

皆様のご参加をお待ちしております。

受講料
無料

日時
2022/11/15(火) 14:00~
16:00

定員

30名(先着順)

場所
**姫路商工会議所 本館7階
701ホール**

対象／中小・小規模事業者(会員・非会員問わず)



税理士法人トリブル・ワイン顧問
ほし ただし
星 駿氏 (税理士・行政書士)

駒澤大学大学院経営経済学研究科 卒業後、公認会計士事務所・税理士事務所勤務を経て昭和56年5月：星晴臺税理士事務所開業、実務経験を積みながらクライアントを増やし、傍ら全国の法人会・経済団体の研修講師としても活躍の場を広げ、現在は“誰もが避けて通れない相続”をメインテーマにコンサルティングや講演活動を精力的に行っている。

講座内容

1.電子帳簿保存法の改正の概要

- ①電子帳簿保存(区分①)に関する改正内容
- ②スキャナ保存(区分②)に関する改正内容
- ③電子取引区分(区分③)に関する改正内容

2.電子取引情報の具体的な保存方法

- ①「真実性」の要件をどう満たすか ②「可視性」の要件をどう満たすか

3.中小企業での取引データの具体的な保存方法

- ①まず、お客様から依頼があったら ②紙で受領している場合どうするか
- ③電子取引でデータを受領している場合

4.猶予措置終了後(令和6年1月1日以降)の具体的対応

- ①改正の背景及びその内容 ②「やむを得ない」事情とは
- ③猶予措置の実務への影響

申込方法

※インターネットでお申込みいただくとスムーズです。

①インターネット(HP申込みフォームよりお申込みください。) ②FAX・郵送(下記申込書に必要事項をご記入の上、送付ください。)

※新型コロナウィルスの感染拡大に伴い、やむを得ず変更・中止する場合があります。変更・中止等のご連絡は、原則FAX・メールにて行います。

問い合わせ先

〒670-8505 姫路市下寺町43 姫路商工会議所 中小企業相談所 企業支援担当

●TEL.079-223-6557 ●FAX.079-222-6005 ●ホームページ <https://www.himeji-cci.or.jp> [姫路商工会議所]

新型コロナウイルス感染症対策へのご理解とご協力をお願いいたします。

●参加者は全員マスクの着用をお願いいたします。 ●会場受付にて検温を実施させていただきます。 ●会場内は定期的に換気を行います。

●受付にアルコール消毒液を設置しておりますので、着席前に消毒をお願いいたします。 ●ソーシャルディスタンスに配慮した配席とし、会場内の密集を低減いたします。

中小企業相談所宛て FAX:079-222-6005

電子帳簿保存法改正の概要と対応ポイント 受講申込書

事業所名			
所在地	〒	TEL	
		FAX	
参加者名	①	②	
E-mail	①	②	

※ご記入いただいた情報は、当所からの各種連絡、情報提供、セミナー参加者の実態調査・分析のために利用するほか、講師に提供することがあります。